

取得時講習業務の法人等認定基準

取得時講習業務の委託先は、道路交通法施行規則第38条の3に「道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。」と規定されているため、委託先として高知県公安委員会が認める法人等の基準は次のとおりとする。

1 認定基準

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が、下記のいずれかに該当する者でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第4号、同条第5号、第117条の2の2第6号、同条第7号、第117条の4第3号、第118条第1項第4号、同条第5号、第119条第1項第11号、第119条の2第1項第3号及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

- (3) 業務を行うために必要な能力を有する者が置かれていること。

現在、安全運転管理者又は運行管理者である者又は自動車の運転管理経歴期間2年以上の経歴を有する者が置かれていること。

- (4) 業務を適正かつ確実にを行うため、主たる事務所を県内に有し、職員を専従させることができること。
- (5) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な施設その他の設備並びに車両等が整備されていること。

2 認定のための事前提出書類

- (1) 定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類）
- (2) 役員の名、生年月日及び住所を記載した名簿
- (3) 役員が成年後見人又は保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登録等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (4) 役員が下記のいずれかに該当する者でないことを誓約する書面
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第4号、同条第5号、第117条の2の2第6号、同条第7号、第117条の4第3号、第118条第1項第4号、同条第5号、第119条第1項第11号、第119条の2第1項第3号及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (5) 安全運転管理者証又は運行管理者証の写し又は自動車の運転管理経歴書（運転管理期間2年以上）
- (6) 財務諸表（前年度の収入が記載されているもの）

事前書類提出先及び問い合わせ
高知県警察本部交通部
運転免許センター 試験係
088-893-1221 内線 351